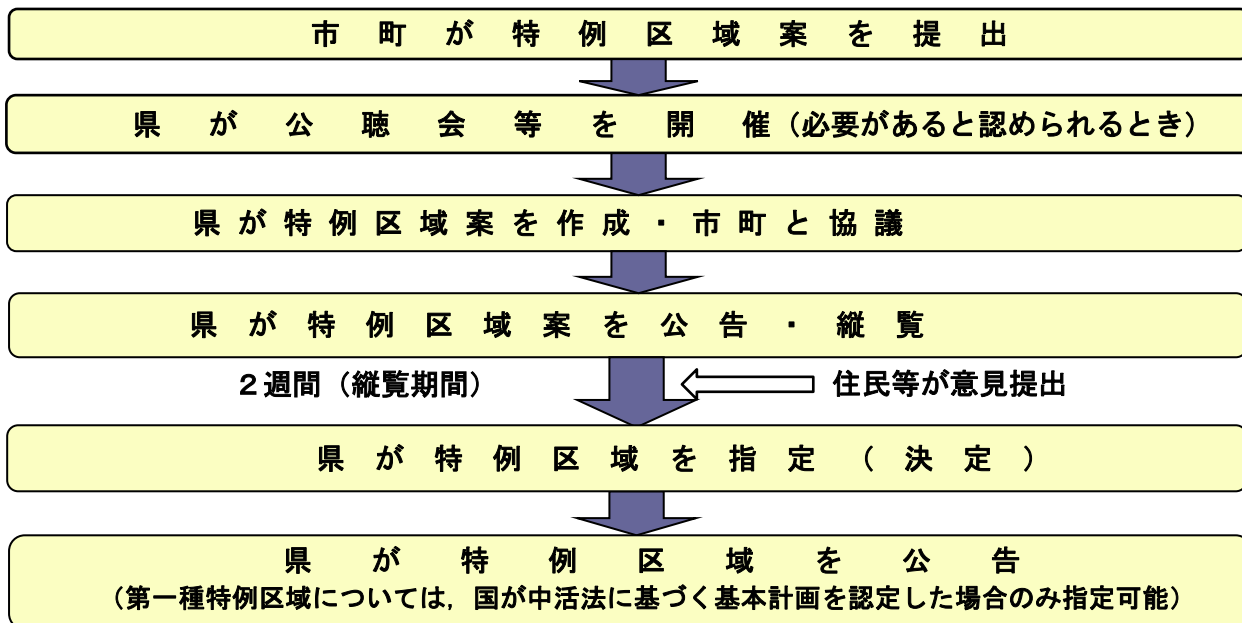


大規模小売店舗立地法特例措置スキーム（概要）

1. 特例区域の指定（概要）



2. 区域指定後の大店立地法の手続（概要）

第一種特例区域

大店立地法の手続は全て不要

第二種特例区域

大店立地法の手続は説明会開催まで手続不要
添付書類の簡素化

【塗りつぶした部分が不要となる手続き】

設置者が県に大規模小売店舗の新增設・変更を届出 【5-1】【6-1】【6-2】

県が届出の概要を公告・縦覧 【5-3】【6-3】

設置者が届出に係る地元説明会を開催 【7-1】

地元市町村、住民等が届出に対する意見を提出 【8-1】【8-2】

県が地元市町村、住民等の意見の概要を公告・縦覧 【8-3】

県が設置者に届出に対する意見を通知 【8-4】

県が意見の概要を公告・縦覧 【8-6】

設置者が県に変更届出又は未変更を通知 【8-7】

県が変更届出又は未変更通知の概要を公告・縦覧 【8-8】

地元市町村が県に変更届出又は未変更通知に対する意見を提出 【9-1】

県が設置者に勧告を実施 【9-1】

県が勧告内容を公告 【9-3】

設置者が県に勧告を踏まえた変更を届出 【9-4】

県が変更届出を公告・縦覧 【9-5】

【塗りつぶした部分が不要となる手続き】

※上記カッコ内の数字【○-△】は、大店法第○条第△項を示す。